

見積一覧表

契約の方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）		
当該業者を選定した理由	上記が第1号（少額随意契約）以外の場合に記載すること。 当該建築物はその建物構造、設備内容が通常の建築物と比較して特殊であるため、改修工事の実設計を行うにあたり、その建築構造及び設備内容を熟知していることが求められる。 建設時の設計業者である株式会社INA新建築研究所は当該建築物の構造及び設備内容を熟知している。そのため設計作業の効率・迅速化、適正化によるコストダウンを図ることが可能であると考えられる。上記要件を満たす業者が当該業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により1者随意契約とする。		
業務番号	五商委第15号	発注担当課	商工観光課
業務名	立佞武多の館大規模改修実施設計業務		
業務場所 （対象地域）	五所川原市字大町506番地10 地内		
履行期限 又は履行期間	令和6年12月25日		
業務概要	立佞武多の館 鉄筋コンクリート造（地下部分）、鉄骨造（地上部分） 地下1階 地上7階 延床面積 7,598.20㎡ 上記建築物の改修設計業務一式		
予定価格(税抜き)※	112,454,546円		
見積依頼業者	見積書記載金額(円)	摘要	
株式会社INA新建築研究所 東日本支社	80,000,000	令和6年2月27日契約	
備考	見積額(契約額)は、見積書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)である。		

※ 契約締結後に公表する場合は、予定価格と摘要欄に契約締結日を記載すること。

随意契約理由書

業 務 主 管 課 名	経済部商工観光課
業 務 名	立佞武多の館大規模改修実施設計業務
履 行 場 所	五所川原市字大町506番地10地内
履 行 期 限	令和6年12月25日
見 積 徴 取 先	株式会社INA新建築研究所
随意契約とする理由	<p>当該建築物はその建物構造、設備内容が通常の建築物と比較して特殊であるため、改修工事の実施設計を行うにあたり、その建築構造及び設備内容を熟知していることが求められる。</p> <p>建設時の設計業者である株式会社INA新建築研究所は当該建築物の構造及び設備内容を熟知している。そのため設計作業の効率・迅速化、適正化によるコストダウンを図ることが可能であると考えられる。</p> <p>また、当該業者においては、令和4年度に「立佞武多の館大規模改修設計業務」を委託し、基本設計の一環である劣化度調査を実施した経緯がある。その成果物や業務で得た知見を活かすことが、早い段階での工事発注に繋がるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、上記要件を満たす業者が当該業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により1者随意契約とする。</p>